地方公共団体コード	表番号
2 3 0 0 0 6	5 5

8　狩猟税に関する調

区分			税率	列番号 行番号	(1) 狩猟者登録総件数	(2) 調定額（千円）
狩猟税関係	第一種銃猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	－	0 1 0	601	7,161
		① 法第700条の52第２項第１号に該当するもの	16,500円×1/4	0 2 0	0	0
		② 法第700条の52第２項第２号に該当するもの	16,500円×3/4	0 3 0	0	0
		③ 法附則第32条の２第１項に該当するもの	16,500円×1/2	0 4 0	48	394
		④ 法附則第32条の２第２項に該当するもの	16,500円×1/2	0 5 0	284	2,329
		⑤ 上記に該当しないもの	16,500円	0 6 0	269	4,438
		所得割額の納付を要しない者	－	0 7 0	23	198
		⑥ 法第700条の52第２項第１号に該当するもの	11,000円×1/4	0 8 0	0	0
		⑦ 法第700条の52第２項第２号に該当するもの	11,000円×3/4	0 9 0	0	0
		⑧ 法附則第32条の２第１項に該当するもの	11,000円×1/2	1 0 0	2	11
		⑨ 法附則第32条の２第２項に該当するもの	11,000円×1/2	1 1 0	8	44
		⑩ 上記に該当しないもの	11,000円	1 2 0	13	143
		課税免除	－	1 3 0	151	
		⑪ 法附則第32条第１項に該当するもの	－	1 4 0	99	
		⑫ 法附則第32条第２項に該当するもの	－	1 5 0	52	
	網猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	－	1 6 0	30	180
		⑬ 法第700条の52第２項第１号に該当するもの	8,200円×1/4	1 7 0	0	0
		⑭ 法第700条の52第２項第２号に該当するもの	8,200円×3/4	1 8 0	0	0
		⑮ 法附則第32条の２第１項に該当するもの	8,200円×1/2	1 9 0	0	0
		⑯ 法附則第32条の２第２項に該当するもの	8,200円×1/2	2 0 0	16	65
		⑰ 上記に該当しないもの	8,200円	2 1 0	14	115
		所得割額の納付を要しない者	－	2 2 0	1	6
		⑱ 法第700条の52第２項第１号に該当するもの	5,500円×1/4	2 3 0	0	0
		⑲ 法第700条の52第２項第２号に該当するもの	5,500円×3/4	2 4 0	0	0
		⑳ 法附則第32条の２第１項に該当するもの	5,500円×1/2	2 5 0	0	0
		㉑ 法附則第32条の２第２項に該当するもの	5,500円×1/2	2 6 0	0	0
		㉒ 上記に該当しないもの	5,500円	2 7 0	1	6
		課税免除	－	2 8 0	5	
		㉓ 法附則第32条第１項に該当するもの	－	2 9 0	0	
		㉔ 法附則第32条第２項に該当するもの	－	3 0 0	5	

－

地方公共団体コード						表番号	
2	3	0	0	0	6	5	5

8　狩猟税に関する調

区分			税率	列番号 行番号	(1) 狩猟者登録総件数	(2) 調定額（千円）
狩猟税関係	わな猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	－	310	334	2,222
		㉕　法第700条の52第２項第１号に該当するもの	8,200円×1/4	320	0	0
		㉖　法第700条の52第２項第２号に該当するもの	8,200円×3/4	330	0	0
		㉗　法附則第32条の２第１項に該当するもの	8,200円×1/2	340	45	185
		㉘　法附則第32条の２第２項に該当するもの	8,200円×1/2	350	81	332
		㉙　上記に該当しないもの	8,200円	360	208	1,705
		所得割額の納付を要しない者	－	370	10	38
		㉚　法第700条の52第２項第１号に該当するもの	5,500円×1/4	380	0	0
		㉛　法第700条の52第２項第２号に該当するもの	5,500円×3/4	390	0	0
		㉜　法附則第32条の２第１項に該当するもの	5,500円×1/2	400	1	3
		㉝　法附則第32条の２第２項に該当するもの	5,500円×1/2	410	5	13
		㉞　上記に該当しないもの	5,500円	420	4	22
		課税免除	－	430	204	
		㉟　法附則第32条第１項に該当するもの	－	440	190	
		㊱　法附則第32条第２項に該当するもの	－	450	14	
	第二種銃猟免許に係る登録		－	460	92	389
		㊲　法第700条の52第２項第１号に該当するもの	5,500円×1/4	470	0	0
		㊳　法第700条の52第２項第２号に該当するもの	5,500円×3/4	480	0	0
		㊴　法附則第32条第１項に該当するもの	－	490	6	
		㊵　法附則第32条第２項に該当するもの	－	500	1	
		㊶　法附則第32条の２第１項に該当するもの	5,500円×1/2	510	0	0
		㊷　法附則第32条の２第２項に該当するもの	5,500円×1/2	520	28	76
		㊸　上記に該当しないもの	5,500円	530	57	313
	①～㊸の合計		－	540	1,451	10,194